

●ヘルプマーク・ヘルプカードの配布について

札幌市では、10月18日から、外見からは障がいなどがあることが分からなくても、援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」と、困ったときなどに、周囲の援助や配慮を求めるための「ヘルプカード」を配布します。

これは、札幌市が目指す「心豊かにつながる共生のまち」の実現に向けた取り組みで、援助や配慮を必要としている方に対する市民理解を深め、支援の輪をさらに広げることを目的に行うものです。

ヘルプマーク・ヘルプカードをお持ちの方が、必要な場面で適切な援助や配慮を受けられるよう、今後市民の皆さまへの周知に取り組んでいきます。

1 概要

ヘルプマーク	外見からは障がいなどがあることが分からなくても、援助や配慮を必要としていることを知らせるストラップ型のマーク(縦19センチメートル×横5.3センチメートル(ストラップ部分含む))。 平成24年に東京都で導入を開始以降、全国に拡大。	
ヘルプカード	緊急連絡先や必要な支援内容などが記載でき、障がいなどのある人が普段から身に着けておくことで、緊急時や災害時、困った際に、周囲の援助や配慮をお願いしやすくするカード(縦5.5センチメートル×横8.5センチメートル)。 道内では、網走市や美幌町などで配布している。	

2 配布対象者

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方、その他援助や配慮を必要としている方など、希望される方に幅広く配布する(申請書の記載や障害者手帳などの提示は不要)。

3 配布開始日

10月18日(水)

4 配布場所(10月18日時点)

各地下鉄駅事務室、市本庁舎(3階 障がい福祉課)、各区役所(保健福祉課)、各区保健センター、身体障害者福祉センター(西区二十四軒2条6丁目)、視聴覚障がい者情報センター(中央区大通西19丁目)、知的障害者更生相談所(豊平区平岸4条18丁目 子ども発達支援総合センター内)、精神保健福祉センター(中央区大通西19丁目 WEST19内)、児童相談所(中央区北7条西26丁目 児童福祉総合センター内)、市内のアイン薬局※

※「さっぽろまちづくりパートナー協定」を締結している株式会社アインホールディングスの協力による。

5 周知等について

- (1) 広報さっぽろ 10 月号やホームページへの掲載のほか、市内のコンビニエンスストアや大型商業施設などにポスターの掲示を行う。
- (2) 地下鉄専用席および路面電車優先席付近のステッカーを、順次、ヘルプマークを追加した新ステッカーに貼り替える。



▲地下鉄専用席の新ステッカー

<参考：ヘルプマークについて>

- (1) 配布している都府県
東京都・京都府・和歌山県・徳島県・青森県・奈良県・神奈川県・滋賀県・大阪府など
- (2) JISZ8210（案内用図記号）への追加
経済産業省において「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」に向け、外国人観光客にも分かりやすい案内用図記号とするため、平成 29 年 7 月 20 日に、JIS（日本工業規格）に規定される JISZ8210（案内用図記号）が改正され、その中に「ヘルプマーク」が追加された。これにより、全国共通のマークとなった。



▲ヘルプマーク

問い合わせ先

保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 名塚・中田
電話：211-2936、ファクス：218-5181